

第7回 農業資材審議会農薬分科会

農林水産省(生産局)消費・安全局

第7回 農業資材審議会農薬分科会

日時:平成15年6月25日(水)
会場:経済産業省別館第1020会議室
時間:13:30～ 16:55

議事次第

1. 開 会
 挨拶
2. 議 事
 - (1) 農薬取締法の15年改正について(報告)
 - (2) 特定防除資材(特定農薬)の評価指針等について(審議)
 - (3) 農薬使用基準(別表第1)の改正について(諮問)
 - (4) マレイン酸ヒドラジドの検査方法について(諮問)
 - (5) 農薬の登録保留基準の設定について(報告)
 - (6) その他
3. 閉 会

午後1時30分 開会

○農薬対策室長 それでは、定刻となりましたので、第7回農業資材審議会農薬分科会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙の中、皆様にはお集まりいただきましてまことにありがとうございます。

事務局を務めます農薬対策室長の澤田でございます。よろしくお願いいたします。

最初に、委員の皆様のご出欠の状況を御報告させていただきます。

お手元の資料の2ページ、資料2でございますが皆様の名簿がございまして、この中で、本日ご欠席になっておりますのは、上から4人目の長尾委員、それから7人目の赤松臨時委員、それから真ん中から下の方林臨時委員、それから下から4人目の宮原臨時委員の4名ご欠席でございます。現在21名ということになっておりまして、したがって17名のご出席ということでございまして、本分科会は成立しております。

それで、最初でございますが、今回、新たに委員になられた方をご紹介したいんですが、3名の委員が退任されまして4名の委員が新たに加わっていただきましたので、簡単にご紹介いたします。

上から5人目、中村雅美委員でございます。今、日本経済新聞社の編集委員をされております。薬学のご専門だということをお聞きしています。

それと、田畑臨時委員でございます、森林の病害虫のご研究をされてきておられます。

それと、三浦臨時委員でございます。全農の肥料農薬部長でおられます。農薬の流通・使用などの関係の仕事をされております。

それと、渡戸臨時委員をご紹介したいと思いますが、元JA東京壮青年組織協会委員長をされていまして、東京の練馬区で野菜を生産するリーダー的な農家でございます、減農薬に取り組んでおられるということでございます。

また、ご紹介が大変遅れてしまったんですが、実は、昨年に6月の分科会から山本委員と宮原委員にご参加いただいております。それと、あと12月には米谷委員と金庭委員にも参加していただいておりますので、おくれげながらあわせてご紹介させていただきます。どうも申しわけございませんでした。

ということでございます。

それでは、最初に当方の竹原生産資材課長からご挨拶申し上げます。

○生産資材課長 生産資材課長の竹原でございます。

第7回の農薬分科会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には日ごろより農薬行政の推進に当たりまして、また、本日は、ご多忙の中、それから雨の中、お集まりいただきましてありがとうございます。心より御礼を申し上げます。

先ほど紹介ございましたけれども、今回、新たに分科会に委員等としてご参加していただきました先生方にはご快諾をいただきましてどうもありがとうございました。今後ともよろしく願いを申し上げます。恒例になりましたけれども、この分科会も開かれた分科会ということで、公開ということでやらさせていただきます。

振り返ってまいりますと、昨年12月に改正されました農薬取締法につきましては、去る1月の前回の農薬分科会で使用基準等と特定農薬について審議をいただき、おかげをもちまして、3月10日からの法律の施行を行うことができました。どうもありがとうございました。

現在、現場でいろいろ周知徹底ということで活動をしています。お手元にそのパンフレットの一部をご紹介させていただいている次第でございます。

その後の状況につきましてご報告を申し上げますと、現在開催中の国会におきまして、食品の安全確保のための関係法案が提出されました。その中で再び農薬取締法の改正も行われております。内容は後ほど事務局からご説明を申し上げますが、違反農薬の回収命令、それと農薬登録と厚生労働省の残留農薬基準との整合性確保等の内容となっております。6月11日に公布されたところでございます。

このほか、当省所管の法律以外もご案内のことと思いますけれども、食品安全基本法が制定され、7月1日から食品安全委員会が置かれることになりました。まさに、我が国の

食品安全行政の骨格が定められていることになろうかと思えます。ここではリスク評価が行われますとともに、厚生労働省所管の食品衛生法も改正されまして、農薬のポジティブリスト制も導入されるということになっております。このようにさまざまな食品安全の関連の法律が整備されたところでございます。

農林水産省におきましては、7月1日からリスク管理業務を一括して行う消費・安全局が発足をすることになっております。私ども農薬行政につきましても、局の中の農産安全管理課というふうな新たな課の中で行うこととなっております。よろしくお願いいたします。

このように、農薬を取り巻く情勢が目まぐるしく変化いたします中で、本日は、既にご案内を申し上げますけれども、特定防除資材の今後の評価になります。それからマレイン酸ヒドラジドの検査方法などについてご審議をお願いすることとしております。ご審議をよろしくお願いいたします。

はなはだ簡単ではございますけれども終わります。

○農薬対策室長 それでは、いつもながらなんですが、事務局の方からメンバー紹介をさせていただきます。

私の右側、皆様からの左側ですけれども、うちの農薬対策室の角田課長補佐でございます。

次が、田雑課長補佐でございます。

次が、小倉専門官でございます。

よろしくお願いいたします。

それとあと、今挨拶ありました竹原課長の皆さんの方から見て右側ですけれども、環境省の早川室長でございます。

それと、更田課長補佐でございます。

よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認をちょっとさせていただきます。

お手元の資料一番上に資料一覧というふうに書いています。通しページも書いておりますので確認をしていただきます。

資料1という1ページ目ですけれども、議事次第がございます。それから、資料2が、先ほど見ていただいた委員の名簿でございます。それから、資料3が座席配置図でございます。それから、資料4、これが農業資材審議会農薬分科会について、今回メンバーも変わって、人数もふえたので、改めて資材審議会の位置づけを示した図を載せさせていただきます。資材審議会には4つ分科会があって、農薬分科会は、その一つでございます。ということで、委員が7名、臨時委員が14名、専門委員が8名で、一番下に審議事項というのがございます。これは法律の中に規定しているものでございまして、これを審議するということになっております。一番下に、2項目アンダーラインがございますが、これが去年12月の法改正に加わった審議事項ということでございますので、よろしくお

願います。

次が資料5、後でご説明しますが、ことしの法改正です。後でご紹介いたします。それから資料6、これが今回のメインになると思うんですが、12ページでございます。いろいろ話題になりました特定防除資材、法律的には特定農薬ですけれども、今日、今後どうしていくのかという点でいろいろ関心を持たれておりますが、今後評価していく上での指針を検討した結果を見ていただくということでございます。

それから、32ページ、資料7でございますが、これが使用基準というのを前回の法改正でつくったんですが、その使用基準の別表にあります農薬のリストの追加についての諮問文でございます。

次の、33ページの資料8というのが、その関係の説明資料でございます。それから、資料9というのが42ページございまして、これも諮問させていただいておりますが、マレイン酸ヒドラジドという農薬もございまして、不純物がございまして、それをコントロールする意味で、検査方法を決めようということで諮問させていただいております。

次の、42ページの資料10がその説明資料で、ちょっと厚いかもしれませんがございます。

それから、あと52ページに資料11というのがございまして、これは環境省からの報告でございますが、登録保留基準を設定したということでご報告がございまして。

以上がメインの資料でございます。

それとあと、厚くなって申しわけございませんが、参考資料というのが別にまたございます。1、2、3とございまして、まとめてとじてしまっていてわかりづらいんですが、65ページ、一番上が農薬取締法、今回の改正部分を含めて全部の溶け込み版でございます。最新のものでございまして、もうここにしかないみたいな、まだどこにも掲載されてないと思いますけれども、こういう形で今整理したものでございます。

それから、78ページに参考資料2というのが1枚紙、これが7月1日から農林水産省組織再編がございまして、その図でございます。簡単に御紹介すると、消費・安全局というのが新設されます。いろいろ横書きで見づらいんですが、左から3つ目の縦のところに消費・安全局とございます。これが新設されて、生産部局から切り離されて、生産振興と切り離してリスク管理を行うための機関ということで設けられております。この中に農産安全管理課というのが、ちょっと太めに枠をしてございまして、ここに農薬対策室、私どもが入ります。というような組織構成になります。なお、食糧庁は廃止になっております。ということでございます。

その次が、79ページ、参考資料3でございますが、後で特定防除資材、特定農薬の御議論のときに参考に見ていただければということで入れておきまして、要は通常の農薬ではこういう検査を入れていますというかなりの検査項目があるわけですけれども、それがわかる、わかりやすい資料として入れております。後でまた見ていただければと思います。

以上でございますが、何か欠落しているものがあればお申し出いただきたいと思うんで

す。

もしもございませんでしたら、ここから進行を本山分科会長にお願いするというのでよろしくお願ひいたします。

○本山分科会会長 それでは、これより私が議事を行いますのでどうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、事務局から紹介がありましたように、3つの審議事項と2つの報告がございます。限られた時間内で多くの議題を扱わなければなりませんので、皆さんよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○農薬対策室長 すみません。さっき資料のご紹介をしたときに、1つ忘れまして。メインテーブルの皆様にはこういうものをお配りしております。これは、法律改正があつて、農家の皆様、使用者の皆様にできるだけわかりやすく情報を伝えようということで、某新聞社とタイアップしまして、こういうものをタブロイド版でつくりました。全部で400万部つくりまして、各農家に配るといふことでやっております。ちょっとご紹介いたしました。何かのときにまた開いていただければ概要がわかると思ひます。よろしくお願ひします。

○農薬対策室角田課長補佐 それでは、農薬取締法の15年改正の概要につきまして、私、角田の方から説明させていただきます。

資料5と、後ろの方に添付している参考資料の1、農薬取締法の最新の条文の方をご覧いただきたいと思ひます。

挨拶のときにも課長の方から話がありましたように、昨年12月の法改正を本年3月施行したところでございます。それに続きまして、本国会におきましても、昨年BSEの報告書を受けまして、昨年6月に開催されました関係閣僚会議におきまして、食品安全委員会の設置と食品安全基本法を制定することが決定されました。ほか安全性に関する関連法についても、それにあわせて所要の改正を行うことが決定されたところでございます。

それを踏まえまして、さらには、昨年の法改正の国会におけるご審議の際に、回収命令についても検討するようというご指示をいただいた点も踏まえまして、今回、新たに改正をさせていただいております。法律の改正は2月7日に国会に上程しまして、6月4日に国会を通過いたしました。そして、6月11日に官報に告示、公布されたところでございます。

その内容につきましては、資料5の改正内容、5ページのところ、頭のところを見ただけであればと思ひます。

まず1つが、昨年の国会での審議を踏まえて盛り込んだところでございますが、(1)にございます違法農薬の販売に対する販売者への回収等の命令でございます。資料には「販売業者」となっていますが正しくは「販売者」でございます。

この点につきましては、無登録農薬の販売、これを禁止しています法律の第9条第1項というのがございますけれども、その部分と販売禁止農薬、販売禁止農薬は第9条第2項

という条項がございます。それらの条項に基づく販売が行われた場合に、販売者に対してそれらの農薬の回収を行うように命じるこ とができることという規定を第9条の2に盛り込んでおりまして、参考資料の1の通し番号で70ページをご覧ください。下段の方になりますが、第9条の2、回 収命令等という見出しがついておりますが、ここに新たな条文を設けさせていただきました。

さらに、もう一度資料5の方に戻っていただきまして、もう一つ、B S Eの報告書におきまして、私どもの農薬取締法に基づく農薬の登録があるも のの中で、残留農薬基準が設定されていないものがあるが登録された農薬については残留農薬基準に基づくチェックができるような体制が望ましいという御指摘 がB S E報告書でなされたところがございます。それを受けまして、私どもの方で所要の規定改正をいたしました。それに関しましては、資料5の10 ページに なりますけれども、横表になっております日本の残留農薬の設定基準という表をご覧ください。

この表は、実は厚生労働省の方でつくっている資料でございますが、国際的に食用農産物に使用が認められている農薬の数は約700あり、その中で私ども農薬取締法による国内での食用作物に使える農薬の数は約350ということでございます。ただし、この中で、右の方に書いてあります食品衛生法による残留農薬基準が設定されている農薬は350の中に書いてある数字123+59で182ということでございます。残り約半分170のものについてはまだ残留基準が設定されていないという状況でございます。

このような実態を今後は解消すべく厚生労働省の方でも、今後残りの部分と、そのほか外国での使用が予想される農薬について、農薬の残留基準を暫定基準という形で一気にこれから作るというふうに聞いております。

そういうふうに残留基準の整理がこれからはなされるということもありまして、この法律の施行は7月1日からの施行というふうになりますけれども、来月からは、残留基準ができてから登録を行うというふうになりますけれども、来月からは、残留基準ができてから登録を行うというふうになります。

それに関連しまして、先ほど課長の挨拶でもありましたが、食品衛生法の改正も行われましたけれども、その中でポジティブリスト制というのが導 入されることになりました。それにつきましては、次の11ページの、これも厚生労働省の資料をちょっとお借りしてありますが、ポジティブリスト制の導入とい う、また横表になっていて恐縮ですが、ごらんいただきたいと思っております。

現行では、残留基準がある場合には、残留基準を超えた農薬が残留する食品の流通を禁止されるというか、禁止されるというふうに左肩の方に書い ているものですが、基準がない場合に、基準がないものが検出された場合の流通の禁止措置等は今のところないということになっております。これでは、食品として安全、安心が確保されないということもあり、今回、食品衛生法の改正が行われ、この件については3年以内の施行と右肩の上の方に書いてござ いますけれども、3年後の施行を目指して、1つは、点線で囲ってある右側の一番左側の方ですけれども、今後は、残留基準を超えて農薬等が残留する食

品の流通を全部禁止するということが1つと、その真ん中のところに書いてありますけれども、残留基準が定められていないものについては、厚生労働大臣が人の健康を損なうおそれがない量として一定量を告示するという、いわゆる足切りの基準のようなものをこれからつくることとしています。その基準を超えているものについては、すべてそういう食品の流通が禁止されるということで、極めて厳しい運用がなされることとなります。ただし、右肩の方にございますけれども、人の健康を損なうおそれがないということが明らかであるものとして、ただいまのところ特定農薬のようなものが当たるのではないかとされていますが、こういったものはポジティブリスト制の対象外とするということになっております。

このようなポジティブリスト制がこれから施行されることとなりますので、私どもの方も、当然のことながら、今回の法律改正によりまして、登録がされる前に残留基準を設定していただく仕組みが出てくるというふうに私どもは考えております。

その点につきまして、法律の中ではどのように書いているかと言いますと、また飛んで恐縮ですが参考資料の1の75ページから始まります一番下の段の第16条の2協議というところがございますが、これの次の方、76ページを見ていただきたいんですけども、第2項の部分におきまして、登録保留基準を定めようとするときに厚生労働大臣の意見を聞かなければならないという所要の規定を設けることといたしました。いずれにしろ、これからは残留基準が設定されてから、私ども登録が行われるということになるところでございます。

これに関連いたしまして、そもそも今回の改正の中心になっております食品安全基本法の設定が関連してまいりまして、それが資料5のページで言いますと7ページになりますが、食品安全基本法という法律によって食品安全委員会が設置されるというふうに書いてありますが、ここのところを若干説明させていただきます。

実は、できましたら今日のときに、これからどんな基準の設定の流れになっていくかというフローチャートをお示したいところがございますが、これ役所の都合で恐縮ですが、食品安全委員会が7月になって初めて設置されますので、まだ委員会が向こうは準備室でございまして、どんな流れでいくというのは最終的な合意をまだ委員会ができてから委員会の事務局の方と詰めていくこととなりますので、きょうは、流れ図みたいなものをお示しできずにちょっと申しわけございません。

食品安全基本法の中で、これは関係条文を7ページから抜粋をしておりますが、目的のところがございますように、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とするとしておりまして、11条のところ、7ページの一番下ですが、食品健康影響評価、いわゆるリスク評価とよく言われているものですが、これが施策の決定においては行われなければならないというふうに11条で規定されております。12条で、食品健康影響評価が行われたときにはその結果に基づいて施策が策定されなければならないというふうになっておりまして、食品健康影響評価を行うのは食品安全委員会というこ

とになります。これは、その下の方に第22条の設置で、内閣府に食品安全委員会を独立した機関として置くというふうに決めてありますが、23条の所掌事務の中に第2号として食品健康影響評価を行うことというふうにここに規定されておりまして、内閣府食品安全委員会が食品健康影響評価を行う。その結果に基づいて、私ども農林水産省なり、関係する省庁が施策の策定を行うというふうにここで規定されているところでございます。

それでは、どのようなことを委員会に聞かなければならないかというのが9ページの第24条のところに書いてあるところでございます。これは必ず委員会の意見を聞かなければならないことというふうに規定されているものでございまして、第1号のところを下線引いてありますが、食品衛生法の真ん中あたり、第7条第1項、これが残留基準でございします。その基準を定めようとするときには意見を聞かなければならないということになっています。ここでは、ADI、1日当たりの摂取許容量を規定していただくべく意見を聞くことになるというふうに聞いております。

さらに、私どもの農薬取締法におきまして、第2項に書いてございます。第1条の3の規定による公定規格、さらに2条1項の規定による特定農薬、それから、第3条第2項の基準、これは登録保留基準の中の作物残留と土壌残留性にかかる場合の基準を定めようとするときということでございます。ただし、これからは残留基準ありきの世界になりますので、作物残留にかかる登録保留基準を別途環境省が定めるということは基本的にはなくなります。

最後に、第3項のところに一番下のところに書いてありますけれども、このほかにも関係各大臣、私どものこととございますけれども、関係各省が施策の策定上必要なときには委員会の意見を聞くことができるとなっておりますので、ここに書いていないことも食品健康影響評価にかかる部分は食品安全委員会の意見を聞くことと、ここで規定されているところでございます。

そのようなことで、今回は、また5ページの方に戻っていただきますと、改正内容の2にございますように、登録と残留基準の整合性の確保を図るところでございます。

最後に、私ども、今回はこの2点を法律改正事項として国会の方に提出いたしましたけれども、審議の過程におきまして、衆議院において、いわゆる非農耕地用除草剤についても、農薬として取り締まれないのは理解できるが、それを誤って使う人が出てくるとも限らないので、そのラベルに製品とか、店頭において農薬として使用できない旨の表示を義務づけるべきではないかということで、議員修正をいただいております。この部分は、また参考資料の方に戻っていただいておりますが、71ページでございます。頭の部分でございますが、10条の3、見出しはちょっと前の方になっていますけれども、除草剤を農薬として使用することができない旨の表示。10条の3では、要するにラベルに農薬の容器または包装に表示をしなければならないと規定されていますし、第2項の方では、小売業者の方は、公衆の見やすい場所にと書いてありますが、これは多分店頭でという意味ですけれども、そういう除草剤が農薬として使用することができないということをあわせて店

頭においても表示を義務づけるということになっております。

この部分につきましては、71 ページにありますように、それぞれ農林水産省省令で定めるところによるというふうに規定してございまして、この部分の省令については、実は施行は1年後になっておりますので、来年の6月10日が施行日になりますが、それまでの間に十分なる余裕を持った上で定めていきたいと思っております。

以上が、法律の改正にかかる私どもの説明でございます。

それから、施行日は、今申しましたように、非農耕地用除草剤の部分は一番下でございますように1年後でございますが、そのほかの回収命令と整合性の確保につきましては、関係各方と足並みを合わせて、来月1日からの施行ということにさせていただきますのでよろしく願いいたします。

以上でございます。

○本山分科会会長 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局説明についてご質問などある方はどうぞお願いします。

いかがでしょうか。

ちょっと内容とは無関係なんですけれども、法律のことにうといので教えていただいたいんですけれども、去年の改正のときも国会を通過した時点と、それから官報に掲載されて公布されたということと、施行時期とある、それぞれ時期が違いますですね。普通は、法律が改正されたというときはどの時期を言うんですか。

○農薬対策室長 公布日でございます。

○本山分科会会長 公布日ですか、ああそうですか。

○行本委員 質問なんですけれども、一番最後といいますか11 ページに、これは残留基準を定められていないものについて、厚生労働大臣が一定量を告示と言うんですが、これ具体的には、例えば、国内で登録のある農薬ではこういうことがないと思いますので、輸入……。

○本山分科会会長 どの資料で今お話しされていますか。

○行本委員 11 ページ、資料5ですね。11 ページの表です。

ポジティブリスト制の導入のところで、右側の真ん中、具体的には、これは輸入食品なんかで、例えば、国際基準、欧米の基準等を踏まえた暫定的なというのがありますので、それすらもないというものと考えてよろしいのでしょうか。

それが1点と、それから、もう一つ、今回の食品安全委員会ができて、例えば、食品安全委員会で特定農薬の指定というのがそちらに入っていると思うんですが、まず最初に案を、これは農業資材審議会の分科会ですか、それと中央環境審議会の農薬専門委員会の合同委員会で案をつくって、今でしたらこちらの農業資材審議会に諮問ですよ。その後、食品安全委員会の方にも今度諮問するという形になるのでしょうか。

以上2点、よろしく申し上げます。

○農薬対策室角田課長補佐 厚生労働省の後ろにありますポジティブリスト制の導入のご

指摘ありましたように、一定量を超えた残留禁止の話ですけれども、これは、基本的には全部の作物にある一定の判断基準を設けるべく、今ですと全作物に基準がない場合もありますので、それらについてもじゃあどれぐらいの基準なら許容できるかというのを、実は今週の金曜日ですか、厚生労働省の方で薬事・食品衛生審議会を開きますけれども、そこで、この件を、許容量について議論、審議されると伺っております。

それから、食品安全委員会が設置された後の特定農薬の設定の仕方でございますが、これから正式には食品安全委員会ができてから委員会で詰めていくんですけども、基本的には健康影響評価は各リスク管理を行う私どもの方の審議会を開く前に健康影響評価を先にやっていただくということになります。ですから、登録の場合は、登録申請とか、基準値の変更につながるような、適用拡大みたいなことが申請が出てきたときに厚生労働省に私どもの方から通知して、厚生労働省の方が健康影響評価を食品安全委員会の方に意見を聞くという形で行います。ただ、特定農薬の場合は、申請に当たる行為がございませんので、剤の選定という意味では、合同部会がいろいろとご審議いただきました合同部会で剤の選定に当たる部分、申請に当たるんでしょうか、どの剤を諮問するという部分は先に議論いただくと、その後、健康影響評価をしていただいて、その結果を踏まえて審議会での剤を特定農薬にするべきかどうかということで議論を決定していただくということになろうかと思えます。

○本山分科会会長 いろいろな制度が入ってわかりにくいかと思えますけれども、最終的にはやはり農業資材審議会が承認するということのようなですね。

○鈴木委員 ちょっとよくわからないのでお聞きするんですが、食品の安全委員会の話のところ、リスク評価を実際にやるのはその委員会でやる、登録のときの話とかいうのは、従来やられてきていた話と今後行われるところというのでどういうふうに引き継がれていくのか、現状では、例えば、農薬が登録申請の際に安全性評価委員会が最初にリスクとやりますね、そういったようなところというのはどういう形に変わっていくのか、それが1つ。

それから、2つ目として、ポジティブリストというのはなかなかちょっとイメージとしてわかりにくいところがあるので、もうちょっとわかりやすく説明していただければありがたいと思っておりますけれども。

○農薬対策室角田課長補佐 今まで、農薬登録申請を新規にされた場合に、残留基準が当然できていない場合がほとんどでございますので、残留基準ができるのを待っていると登録ができないということで、環境省が先に登録保留基準を別途定める、そのために、安全性評価委員会、安評と言われるところにADIの設定をお願いするということになっておりまして、まさしくADIの設定を行う安評のようなところがそのまま食品安全委員会の方に機能を移される、場所が移る、議論の場が移るということになろうかと思えます。

それで、今、議論されている途中のものも含めて、今回の組織の再編によって今までの議論がリセットされるということはないように、継続性をちゃんと保たれるようにしていただくように今話を始めているところではございます。ちょっとお答えになっていないか

もしれませんが。

○鈴木委員 その範囲のところは、新規にできる委員会の構成というのがよくわからないんですが、新聞事例で見ると7人ぐらい委員が既に公表されているようなんですけれども、その方たちが直接リスク評価をやるというふうにはちょっと考えにくいんですけれども、その辺のところはどういうふうに。

○農薬対策室角田課長補佐 わかりました。もうちょっと説明が足りずに申しわけありません。

食品安全委員会の運営委員会は7人で構成されると私ども伺っておりますが、その下に専門調査会というのが幾つかつづられます。その中に農薬担当の専門調査会ができて、今の安全性評価委員会と多分同じような構成になると思うんですが、その場でADIの評価、審議は行われているということになります。そこで、さきにADIの審議等であって、最終的には、食品安全委員会7人で構成される親委員会の方に報告されて了承されて、決定しましたという通知が厚労省の方に通知される。それを見て厚労省は残留基準をつくるということになります。

○本山分科会会長 もう一つの質問はポジティブリストのわかりやすい説明をということなんですが。

○農薬対策室長 簡単に言いますと、ポジティブリストですから、リストにないものはだめということなんです。基準が設定されてない作物の農薬残留基準があったとして、そこで検出されればアウトということです。

○鈴木委員 そうすると、考え方としては、仮にポジティブに対してメガティブリストというのがあるとすれば、そういうリストに載っているものは使っちゃいけないという形になるけれども、ポジティブリストという限りは、そこに載っているものは使ってもいいよ、あるいはこういう基準でもっとやるものだよという、そういうリストである。そのリストから外れたものは基本的には使えない、そういう意味ですね。

○農薬対策室長 検出されてはいけないということです。

○鈴木委員 わかりました。

○本山分科会会長 今のお話はあれですよ、日本で登録はなくても海外で使われているものがあって、それがまさに検出されたときにポジティブリストに載っているか載っていないかということになるわけですね。

○農薬対策室長 はい。内外の差別ですので、輸入農作物が水際で検出されて、そのリストにないということでは、それは運用できないということになります。

○本山分科会会長 よろしいでしょうか。

それでは、第2の議題に移りたいと思いますけれども、特定防除資材の評価指針等についてです。

これは、農薬分科会で設置した小委員会と中央環境審議会の農薬専門委員会との合同会合で、2度にわたって検討を重ねてきた内容でございます、その検討状況とあわせて事

務局からご報告をいただきたいと思います。

○農薬対策室田雑課長補佐 それでは、資料6、12ページでございますが、お開きいただきたいと思います。

今の座長の本山分科会長から紹介ありましたように、これが検討してきたものをまとめたものでございます。それで、ちょっとめくっていただきまして資料の右肩に6-1と書いてございますが、これが検討いただいた委員のメンバーでございます。農業資材審議会農薬分科会の小委員会、専門委員の方にも入っていただき、それとあと中央環境審議会、環境省の方の委員の方にも入っていただいて、いろいろな分野の方にご議論いただいたということでございます。その結果は、その次の資料の6-2と6-3、14ページから17ページまで、概要ですね、そのときに議論いただいた概要がありますので、また、議論の過程で参考にさせていただきたいと思います。

それでございます、18ページ、資料6-3というところから始めますが、ちょっとその前に、これまでの経緯を振り返りますと、要は特定防除資材、特定農薬という法律上の名前でございます、これが法律上、位置づけられているということで、これは登録を要しないという農薬でございます。農薬が非常に厳しく規制されて、登録を受けないと使用できないということになってしまうと、農薬として使用している実態があるのがあったときに、こんなものまで登録をとるのか、安全なものは除外できるような仕組みをつくらうというのが趣旨でございます。

その際、去年の11月から12月にかけて、情報提供いただいて、インターネットとかメール、ファクスなどでいただいたのが2,900ほどありまして、これを整理して成分と種類などをまとめると740に分類されまして、これを特定農薬にできるのがあるかどうかということはずっと延々と、暮れ、正月にずっとご議論いただいたということでございまして、1月30日、前回の資材審議会及び分科会で3つご意見いただいて、食酢と重曹と地場で採取できた天敵という3種類を規定させていただき、残ったものはどうなのかということで世の中から注目を浴びています。

1つは、これはもう農薬じゃないというもので、これは農薬の定義から外れるということも当時も明確にしたんですけども、さらに今回精査をしていただいて、またリストアップさせていただきました。それでも残る部分というのをやはり判断をしなければいけません。まず農薬かどうかという効き目のないものまで指定する必要はないだろうと、まがいものを取り締まるための法律であるので、そこら辺はやっぱり薬効効果も確かめるべきだ、当然、安全性も確認しなければいかんということで、判定というか、審査していく上でのガイドラインですが、そういうものを決めようということで2度ほど議論いただいたということでございます。そういうことで経過を振り返ってみました。

では、資料に沿って説明をいたします。

それでは、18ページの資料6-3から資料6-4にかけてご説明させていただきます。

資料6-3には、農薬ではないとされるものということで整理をしておりますが、前回

の農薬分科会で、特定農薬の指定に関する検討結果という資料を説明し、ご了解いただいたところです。その際の資料で、農薬でないものとしまして、薬剤でないものに該当するものとしては、熱湯や雑草を抑制するマルチなど、それから、天敵に該当しないものとして、アイガモや牛などを例示したところですが 740 の情報提供があったものについて、ほかにもここに該当するものがあるということで、さらに整理する必要があるとしまして、これについてこれまで2回の合同会合で検討したものがこの結果でございます。

農薬でないものとされるものについては、4種類に分けてございます。それぞれ個別について、前回の農薬分科会の資料で提示したものに追加したもののほかにも情報提供が具体的にあったわけじゃなくても同じようなものとして紹介されていたもの。それから、考え得るものについて、例示をしております。

まず薬剤でないもの、これは物理的防除に与えるものなのですが、これらは手段としては、薬剤として使うものではなく、熱や光、それから物理的に移動を阻止するようなものになります。これは、以前からも農薬とは区別はできるものとしてみなされていたと思いますが、こういったものについてどうするかという意見照会も多かったこともありまして、整理をしております。

上から水蒸気や熱湯、熱を使うもの、それから光を用いて制御するもの、ほかにも移動を阻止するものとして紙や網などを考えております。ただ、この中で紙などのうち薬剤をしみ込ませたものは、農薬でないと、薬剤でないとここで判断をできませんので、ここには掲げておりません。

それから、その他、考えるものとして、ここに具体的には出ていなかったんですが、ほかにもUV反射フィルムですとか、電撃殺虫器のようなものは物理的防除ですので、農薬ではないというものに判断されるのではないかと整理をしたところです。

それから、19 ページなんですが、これは、農薬取締法上の天敵に該当しないものということでございます。

農薬取締法の上では、天敵については、病虫害の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなすとされているところですが、これについても、昆虫などだけでなく、数多くの情報提供がありまして、前回の農薬分科会では、合同会合の検討経過を踏まえまして、アイガモや牛ですとか、コイなどは、特定の害虫を特異的に食べるといった関係にないということなどから天敵でないと整理したところです。

このほかにも情報提供されていたものもありまして、こういったものについて整理したものがこの資料にあります。

動物については、雑草や害虫を食べるアイガモですとか、ほか鳥や哺乳動物など、それからコイなどの魚などについては天敵に該当しないだろうと。

それから、植物につきましても、これは狭義の天敵の概念に含まれないこともありますし、薬剤的に使用されるものでなく耕作の中で使われるもので、農薬取締法上天敵として扱うべきではないと考えられたことから、これらについては、天敵に該当しないものと整

理をさせていただいているところです。

また、天敵について、どういう場合が農業取締法上の天敵の使用に当たるのか、また当たらないのかということが議論になりましたが、ここの③のところで使用方法から見て天敵の使用に該当しないもの、確かに天敵が関係はしているんですが、例えば、自然環境下に存在する天敵の働きを促進するような行為については、ここに掲げているように天敵の使用に該当しないと整理しております。

これらの整理について、その他ほかに考え得るものとしてはどうかということになりますと、脊椎動物全般については、天敵に該当しないということで整理ができるのではないかとということなどを整理したところでございます。

それから、20 ページについてなんですが、これは肥料に該当するものでございます。

前回の農薬分科会における検討結果では、農薬と言っていないものの中に肥料に該当するものは明示しなかったところですが、これについても農薬でないものがあるのではないかとということで、この検討の結果、明示することとしたものです。

この中で、例えば、ケイ酸肥料などのように、肥料なんですが、副次的効果として、稲の茎を強くして耐病性、イモチ病などに対する耐性を高めるような肥料ですとか、それから、病気の一種ではあるんですが生理障害による栄養不足による病気を治すための栄養成分を与えるものなどについては農薬に該当しないと整理しております。

農薬と肥料の違いは、その他考え得るもの、(2) のところで書いてありますが、栄養を与える目的で植物や土壤に与えられたものであれば肥料になりますし、植物そのものとしての効果など、薬剤として植物の生理機能を増進させたり抑制させるものについては農薬に当たると整理できるのではないかとということでございます。

それから、21 ページについてなんですが、これら3つに挙げたものに当てはまらないものなんですが、使用方法から見て、農薬に該当しない、病虫害に多く使うものではないというものについてここに掲げております。

これも、農業の中で農薬と一緒に、また農薬とは別に使用されるものについてなんですが、これはどうかというような紹介が幾つかありました。

例えば、受粉の目印で使うようなヒカゲノカズラ、これはシダ植物の胞子なんですが、こういったものですとか、凍結の防止に使うものなど、それから農薬の分解促進に使う酸化チタンですとか、それから「剪定」の漢字が間違っておりますが、こういうものについて、断面に塗って固化させるようなものについては農薬に該当しないのではないかと判断しているところでございます。

それから、水について、うどん粉病を防ぐ働きがあるのではないかと情報提供もありましたが、水については、確かにさまざまな物を溶かす性質がありますけれども、薬剤に該当するというのは不適切であるということで農薬に該当しないと整理しているところでございます。

続きまして、22 ページ、情報提供のあった資材のうち農薬として使用すべきでないもの

を整理しております。

ここに掲げたものについては、前回の農薬分科会における検討結果では、登録すべき農薬としてここでは明示しておりませんでした。情報提供のあったものうちこういったものがあるということで改めて整理を行ったものでございます。

ここに掲げた薬剤は、いずれも農薬登録の制度で農薬としての効果が認められているものがこれに関連するものでございます。ここに挙げられましたものの中で、例えばナフサクのような化学合成物質のようなものについては、言うまでもなく特定農薬になり得ないものとして、前回の合同会合につけた資料からは外しておりますが、こういったものについても入れて整理をしているところでございます。

1つ目の、1枚目にありますようなこの4つの過去に登録のあった化学物質のほかには、たばこくず、これは天然物なんです。たばこの粉として過去に登録のあった殺虫剤と同じようなものについては右の方に安全性に関する情報がありますが、登録されないで手法も定めずに使用されるのは適当でないということで整理しております。

次の、23 ページについても、ナフタリン、ホウ酸、ホルムアルデヒド、パラホルムアルデヒド、それから石油に消石灰については、これも過去に、いずれも登録があつて失効したものです。これについても登録農薬以外のものが使用された場合に安全性に問題があるということで、農薬として使用するべきでないとしております。

それから、24 ページなんです。ここに掲げたものにつきましては、この成分が現在登録されているものがありまして、登録農薬を使用せねばならないものということになります。

例えば、ここに掲げられましたジベルリンとかホルクロルフェニユロン、植物成長剤、そのほかストレプトマイシンにつきましては、これは情報提供の理由が、当時のこれらの薬剤については、適用作物の範囲が狭いので特定農薬に指定して使いやすくしてほしいという理由で情報提供があったものなんです。これについては、特定農薬になり得ないものとして考えられます。

そのほか、農薬と言われているもので、硫黄ですとか、それから殺菌剤ボルドー液の原料になる硫酸銅とか生石灰、それから塩基性塩化銅などについても、これは天然物とか試薬などを使って手づくりでつくることが可能なものなんです。きちんと農薬登録され使用方法を定められた物を使う必要があるということで整理をしたものでございます。

資料6-4については以上でございます。

○農薬対策室長 今の説明の関連なんですけれども、今回、皆さん御議論いただいて、御意見いただいて、もしもこれで妥当だということであれば、これらについて情報提供を今後広く行ってまいります。例えば、ホームページに載せて、パブリックコメントをいただくというようなことをやっていきたいと思っております。いろいろ農薬なのかどうかという問い合わせが盛んにあるんです。農薬であれば規制対象になっちゃうと非常に心配される方がおられるということです。

それと、22 ページからの横の表の農薬として使用すべきではないものについては、そういうパブコメをして周知期間を十分とった後、これは取り締まりの対象にしていかなければいけないなということで掲げておりますので、そういう目で見ただけであればというふうに思っております。

○本山分科会会長 まだ資料6-5以降大事なところがあるんですけども、今、ご説明いただいたところまでについて、何かご質問、ご意見ございましたらどうぞ。